

証券コード 7804
2021年1月12日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
株式会社ビーアンドピー
代表取締役社長 和田山 朋 弥

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び株主様の安全確保のために、株主総会へのご来場をお控えいただくことをご検討いただき、書面送付による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面送付による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第35期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/>）

**【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本総会へのご出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本総会にご出席される株主の皆様におかれましては、開催当日の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、受付での検温やアルコール消毒液使用のご協力のお願いなど、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、2019年10月の消費税増税については各種対応策により個人消費への影響が抑えられましたが、2020年に入り新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による影響で経済活動が停滞しました。感染拡大防止と経済活動の回復の両立の観点から各種対策が実行されていますが、いまだ収束時期が見通せず、先行きが不透明な状況が続いております。

当社は、当事業年度において、2019年11月に名古屋営業所を開設し、また、2020年3月に不動産関連の大型広告案件を受注する等、3月末までの業績はほぼ期初業績予想通りに推移いたしました。

ところが、4月以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、状況が一変いたしました。当社は感染防止のために、従業員の安全を確保し、柔軟な時差出勤の実施、在宅勤務の一部実施等の各種対策を実行した上で、お客様からの信頼にお応えするべく、営業体制・制作体制の両方の維持継続を図ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による国内企業の販売促進活動の停滞、並びに、各種イベントの中止・延期等により、当社の主力事業である販売促進用広告制作の売上は期初業績予想よりも大きく減少し、また、新型コロナウイルス感染症により国内経済活動の停滞が継続すると想定されたため、5月15日に業績予想を下方修正いたしました。

一方で、外部環境の変化に合わせた営業活動を展開する観点から、新型コロナウイルス感染症による影響が継続する環境下における「新しい生活様式」に関連する商材として、ソーシャルディスタンスサイン等の提案を積極的に行った結果、羽田空港や商業施設等へのソーシャルディスタンスサインの納品の成果をあげることができました。

また、生活資材・製品制作分野においては、売上が比較的堅調に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上は前年実績を下回りました。

この結果、当事業年度の売上高は2,441,353千円（前年同期比18.9%減少）となりました。これに対して残業時間の抑制や不要不急の出張の中止、各種研修の縮小や延期等によるコスト削減を実行したものの、前事業年度に株式を東証マザーズ市場に上場したことに伴う株主管理やＩＲに関する業務委託費の発生により、売上高の減少をカバーするだけのコスト削減には至らず、営業利益は207,745千円（前年同期比51.3%減少）、経常利益は211,631千円（前年同期比50.3%減少）、当期純利益は140,412千円（前年同期比54.9%減少）となりました。

修正業績予想に対して売上はやや下回りましたが、コスト削減意識が浸透したことにより、利益については修正業績予想を上回る結果となりました。

（単位：千円）

| 区分        | 前事業年度<br>(自 2018年11月1日<br>至 2019年10月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年11月1日<br>至 2020年10月31日) | 前年同期比 (%) |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 販売促進用広告制作 | 2,550,164                                | 2,015,199                                | 79.0      |
| 生活資材・製品制作 | 461,322                                  | 426,154                                  | 92.4      |
| 合計        | 3,011,486                                | 2,441,353                                | 81.1      |

当社はインクジェット出力事業の単一セグメントであります。したがって、セグメント別の業績の記載はしておりません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、コストダウン・生産性・品質向上を目的としたインクジェットプリンターの更新等の24,922千円であり、いずれも自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェット出力事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 32 期<br>(2017年10月期) | 第 33 期<br>(2018年10月期) | 第 34 期<br>(2019年10月期) | 第 35 期<br>(当事業年度)<br>(2020年10月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 1,945,191             | 2,407,247             | 3,011,486             | 2,441,353                        |
| 経 常 利 益(千円)     | 376,430               | 553,353               | 426,218               | 211,631                          |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 197,645               | 543,562               | 311,120               | 140,412                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 98.82                 | 271.78                | 149.36                | 61.05                            |
| 総 資 産(千円)       | 1,784,135             | 2,451,557             | 3,160,344             | 3,025,312                        |
| 純 資 産(千円)       | 1,341,878             | 1,825,441             | 2,588,562             | 2,613,975                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 670.93                | 912.72                | 1,125.46              | 1,136.51                         |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は第34期から会計監査人を設置し、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき監査を受けております。なお、第32期及び第33期につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査を受けた数値を記載しております。
3. 当社の決算日について第32期までは10月20日ですが、2018年1月11日開催の第32期定時株主総会決議において定款の一部変更を行い、第33期から10月31日となっております。
4. 当社は、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、我が国経済は景気回復が本格化することが期待されておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不明であり、依然として先行き不透明な情勢が続くものと予測されます。

当社は新型コロナウイルス感染防止のために、従業員の安全を確保し、柔軟な時差出勤の実施、在宅勤務の一部実施等の各種対策を実行した上で、お客様からの信頼にお応えするべく、営業体制・制作体制の両方の維持継続を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による国内企業の販売促進活動の停滞、並びに、各種イベントの中止・延期等により、当社の主力事業である販売促進用広告制作の売上には大きな影響があり、当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、中期経営計画（2021年10月期からの3事業年度）として、従来の広告物制作を行う「基幹収益事業」の成長をさらに加速させ、事業規模をさらに拡大させます。具体的には、「都心部拠点のシェア拡大」、「EC戦略の本格化」、「オートメーション化の推進」、「インテリア・内装業界への本格的な進出」を進めてまいります。

「都心部拠点のシェア拡大」としては、事業拠点である大阪、東京、横浜、名古屋、福岡の各都心部エリアにおいて、新規顧客の開拓を着実に進め、顧客基盤をさらに強化し、売上シェアの拡大を目指します。これを実現するため、「EC戦略の本格化」を行い、ITマーケティング専門部署を新設し、従来の営業活動における不効率を解消し、顧客との関係性を強化しながら案件獲得率を向上させてまいります。

「オートメーション化の推進」としては、ソフトウェアによるオートメーション化を積極的に進め、生産性の向上をさらに高めてまいります。

「インテリア・内装業界への本格的な進出」としては、マーケティング調査のうえ、インテリア内装用の生産設備を刷新し、2021年10月期下半期よりインテリア・内装業界への進出をさらに拡大させます。

さらに、2021年10月期より従来のインクジェットプリント出力による製品販売の経験を活用して、販売促進用広告分野におけるデジタル技術に対応したデジタルサイネージ事業を開始します。2021年10月期は業務の立ち上げ段階であり、業績に与える影響は軽微だと想定しておりますが、将来的にはインクジェット出力事業に次ぐ事業に成長させてまいります。

(5) **主要な事業内容**（2020年10月31日現在）

| 事業区分        | 事業内容                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| インクジェット出力事業 | S P ツール・P O P パネル、大判ポスター大量大判印刷、屋外看板用塩ビシート、屋外懸垂幕ビルボード、リポード什器・展示台、昇華転写、インテリア、3 D プリント |

(6) **主要な営業所及び工場**（2020年10月31日現在）

| 名称      | 所在地                             |
|---------|---------------------------------|
| 大阪本店    | 大阪市西区江戸堀 2－6－33 江戸堀フコク生命ビル 3 F  |
| 東京本社    | 東京都港区新橋 5－10－5 Daiwa新橋510ビル 4 F |
| ニコール事業部 | 横浜市神奈川区守屋町 3－9 4 号棟             |
| 名古屋営業所  | 名古屋市中村区名駅 5－21－8 船入ビル 1 F       |
| 福岡営業所   | 福岡市博多区博多駅前 4－20－23 セントラルビル 215  |

(7) **従業員の状況**（2020年10月31日現在）

| 従業員数     | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|----------|-------|--------|
| 183名（7名） | 1名減（2名減） | 35.9歳 | 7.0年   |

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,300,000株
- (3) 株主数 1,237名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                                                                                             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 英 知 興 産 株 式 会 社                                                                                                                                                   | 1,580千株 | 68.69%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>COMPANY FOR STATE STREET BANK<br>INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOURG<br>BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS :<br>C L I E N T O M N I O M 2 5 | 51      | 2.23    |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社                                                                                                                                           | 44      | 1.93    |
| 池 谷 誠 一                                                                                                                                                           | 40      | 1.73    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                                                                                                | 39      | 1.72    |
| 吉 岡 裕 之                                                                                                                                                           | 25      | 1.11    |
| 吉 弘 和 正                                                                                                                                                           | 23      | 1.00    |
| 和 田 山 朋 弥                                                                                                                                                         | 20      | 0.86    |
| ビ ー ア ン ド ピ ー 従 業 員 持 株 会                                                                                                                                         | 18      | 0.82    |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社                                                                                                                                           | 17      | 0.76    |



### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年10月31日現在）

|                                             |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権               |                        |
|---------------------------------------------|---------------------|-------------------------------|------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2018年9月27日                    |                        |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 70,000個                       |                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき         | 70,000株<br>1株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)      | 1,080円<br>1,080円)      |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2021年10月21日から<br>2028年9月20日まで |                        |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 1                         |                        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                            | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数   | 6,000個<br>6,000株<br>2名 |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数   | 900個<br>900株<br>1名     |
|                                             | 監 査 役               | —                             |                        |

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年10月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名                    | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                  |
|---------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 和 田 山 英 一              | 経営全般                                                                                     |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 和 田 山 朋 弥              | 経営全般                                                                                     |
| 取 締 役 専 務     | 小 林 恒 文                | 全事業部統括                                                                                   |
| 取 締 役         | 清 水 明                  | 経営管理本部長                                                                                  |
| 取 締 役         | 西 端 雄 二                |                                                                                          |
| 取 締 役         | 伊 藤 寛 治                | 飛島建設株式会社特別顧問                                                                             |
| 常 勤 監 査 役     | 峯 垣 真 介                |                                                                                          |
| 監 査 役         | 野 村 祥 子<br>(戸籍名：鈴木 祥子) | 弁護士<br>堂島法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社神戸物産 社外取締役<br>シノプワーズ株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役         | 鳥 山 昌 久                | 公認会計士・税理士<br>公認会計士・税理士 鳥山事務所 所長<br>株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役<br>株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役      |

- (注) 1. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏、監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役野村祥子氏は2020年6月25日付けで株式会社島精機製作所の社外監査役を退任し、同社の社外取締役（監査等委員）に就任しております。
6. 監査役鳥山昌久氏は2020年3月31日付けでJ T B印刷株式会社の社外監査役を退任しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|-------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(2名) | 87,330千円<br>(4,400千円) |
| 監 査 役<br>(うち 社 外 監 査 役) | 3名<br>(2名) | 7,980千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計<br>(うち 社 外 役 員)     | 9名<br>(4名) | 95,310千円<br>(8,000千円) |

(注) 2016年8月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額5千万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役伊藤寛治氏は、飛島建設株式会社の特別顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役、株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役鳥山昌久氏は、公認会計士・税理士鳥山事務所の所長、株式会社ブレイク・フィールド社及び株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 端 雄 二 | 当事業年度に開催された取締役会18回中15回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。なお、欠席3回は怪我による入院治療のためであります。 |
| 取締役 伊 藤 寛 治 | 2020年1月の就任以降に開催された取締役会14回中13回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。                    |
| 監査役 野 村 祥 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。                     |
| 監査役 鳥 山 昌 久 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 P w C 京都監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として2016年8月29日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており（2018年7月改定）、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
  - ロ 取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
  - ハ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
  - ニ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
  - ホ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
  - ロ 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
  - ロ 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - ロ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ハ 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
  - 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
  - 当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
  - ハ 当社の取締役及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - ニ 当社の取締役は、上記ロ又はハの報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
  - ホ 監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役社長は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
  - 内部監査室は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査室に報告を求める。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、社長室を内部統制の担当部門とし、代表取締役社長を委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- イ 当社は、2017年1月30日の取締役会にて決議された「反社会的勢力対応の基本方針」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。
  - 当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務執行

取締役会規程を制定し、取締役が法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、原則として取締役及び監査役全員参加のもと、各議案について活発な意見交換の上で、審議、意思決定、業務執行状況の監督がなされております。

### ②監査役の監査

監査役会規程を制定し、監査役の監査の実効性が確保されるよう徹底しております。当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役全員参加のもと、監査計画、監査実施状況、監査結果について活発な議論をしております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各種書類の閲覧や役職員への質問を通じて業務執行の状況を監査しております。さらに、会計監査人、内部監査担当者と意見交換を行い、緊密に連携して監査を実施しております。

### ③リスク管理

リスク管理規程、コンプライアンス規程を制定し、役職員がリスクを把握・管理し、コンプライアンス違反を抑止するよう徹底しております。また、社長室が従業員向けのコンプライアンス研修を年2回実施し、社内での啓蒙に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけしており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第35期の配当につきましては、1株当たり22円の配当を予定しております。今後につきましても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとしております。



# 貸 借 対 照 表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部           |           |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 2,778,008 | 流 動 負 債           | 284,454   |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,264,344 | 買 掛 金             | 121,253   |
| 受 取 手 形         | 21,741    | 未 払 金             | 17,931    |
| 電 子 記 録 債 権     | 76,259    | 未 払 費 用           | 20,171    |
| 売 掛 金           | 374,886   | 未 払 法 人 税 等       | 39,790    |
| 仕 掛 品           | 10,987    | 未 払 消 費 税 等       | 18,024    |
| 原 材 料           | 7,953     | 預 り 金             | 17,126    |
| 貯 蔵 品           | 542       | 賞 与 引 当 金         | 40,710    |
| 前 払 費 用         | 20,866    | リ ー ス 債 務         | 8,851     |
| そ の 他           | 426       | そ の 他             | 593       |
| 固 定 資 産         | 247,304   | 固 定 負 債           | 126,883   |
| 有 形 固 定 資 産     | (74,632)  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 114,316   |
| 建 物             | 28,740    | 資 産 除 去 債 務       | 7,726     |
| 機 械 及 び 装 置     | 450,181   | リ ー ス 債 務         | 4,840     |
| 車 両 運 搬 具       | 632       |                   |           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 7,369     | 負 債 合 計           | 411,337   |
| リ ー ス 資 産       | 43,949    | 純 資 産 の 部         |           |
| そ の 他           | 2,769     | 株 主 資 本           | 2,613,975 |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △459,011  | 資 本 金             | 286,000   |
| 無 形 固 定 資 産     | (47,998)  | 資 本 剰 余 金         | 276,000   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 2,960     | 資 本 準 備 金         | 276,000   |
| の れ ん           | 29,339    | 利 益 剰 余 金         | 2,051,975 |
| 顧 客 関 連 資 産     | 15,699    | 利 益 準 備 金         | 2,500     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | (124,673) | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 2,049,475 |
| 出 資 金           | 60        | 別 途 積 立 金         | 840,000   |
| 敷 金             | 64,744    | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 1,209,475 |
| 長 期 前 払 費 用     | 3,095     | 純 資 産 合 計         | 2,613,975 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 56,774    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,025,312 |
| 資 産 合 計         | 3,025,312 |                   |           |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,441,353 |
| 売上原価         | 1,491,510 |
| 売上総利益        | 949,842   |
| 販売費及び一般管理費   | 742,097   |
| 営業利益         | 207,745   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 0         |
| 受取補償金        | 3,871     |
| 雑収入          | 732       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 718       |
| 経常利益         | 211,631   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 50        |
| 税引前当期純利益     | 211,581   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 77,988    |
| 法人税等調整額      | △6,820    |
| 当期純利益        | 140,412   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月16日

株式会社ビーアンドピー  
取締役会 御中

PwC京都監査法人  
京都事務所

|                   |       |     |       |
|-------------------|-------|-----|-------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若 山 | 聡 満 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦 上 | 卓 也 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月18日

株式会社ビーアンドピー監査役会

常勤監査役 峯 垣 真 介 ㊟

社外監査役 野 村 祥 子 ㊟

社外監査役 鳥 山 昌 久 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第35期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は50,600,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年1月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | 和田山英一<br>(1950年3月4日)  | 1975年4月 日本オリベッティ株式会社（現NTTデータジェトロニクス株式会社）入社<br>1978年8月 富士ゼロックス株式会社 入社<br>1985年10月 和田山コピーセンター株式会社（現当社）設立 代表取締役社長<br>2016年10月 当社 代表取締役会長<br>2016年11月 株式会社ニコール 代表取締役会長<br>2019年11月 当社取締役会長（現任）                | 10,000株             |
| 2          | 和田山朋弥<br>(1982年7月26日) | 2005年4月 兵庫三菱自動車販売株式会社 入社<br>2008年3月 当社 入社<br>2009年10月 当社 営業主任<br>2010年10月 当社 取締役<br>2011年11月 当社 取締役常務<br>2014年11月 当社 取締役専務<br>2016年10月 当社 代表取締役社長（現任）<br>2016年11月 株式会社ニコール 取締役                            | 20,000株             |
| 3          | 小林恒文<br>(1958年11月8日)  | 1981年4月 株式会社広研 入社<br>1988年9月 株式会社光エージェンシー 入社<br>1998年11月 国際標識株式会社（現株式会社ケイエムアドシステム）入社<br>2000年2月 当社 入社<br>当社 営業部長<br>2002年2月 当社 取締役常務<br>2016年10月 当社 取締役専務（現任）<br>2017年3月 株式会社ニコール 取締役<br>2017年5月 同社 取締役社長 | 一 株                 |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4          | 清 水 明<br>(1950年6月24日)   | 1975年 4 月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社） 入社<br>2016年 8 月 当社 取締役財務担当<br>2016年10月 当社 取締役経営管理本部長（現任）                                                                                                                  | － 株             |
| 5          | 西 端 雄 二<br>(1949年9月24日) | 1973年 4 月 株式会社ノーリツ 入社<br>1997年 3 月 同社 取締役<br>2001年 9 月 株式会社ハーマンプロ（現株式会社ハーマン） 代表取締役<br>2008年 9 月 株式会社ノーリツ 取締役常務執行役員<br>2009年 9 月 同社 代表取締役専務執行役員<br>2016年 8 月 当社 社外監査役<br>2018年 1 月 当社 社外取締役（現任）            | － 株             |
| 6          | 伊 藤 寛 治<br>(1949年8月12日) | 1974年 4 月 飛島建設株式会社 入社<br>2007年 6 月 同社 取締役兼執行役員 経営管理本部長<br>2011年 4 月 同社 代表取締役兼上席執行役員専務 経営管理本部長<br>2011年 5 月 同社 代表取締役社長兼上席執行役員社長<br>2017年 6 月 同社 代表取締役会長<br>2019年 6 月 同社 特別顧問（現任）<br>2020年 1 月 当社 社外取締役（現任） | － 株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営・企業統治の豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に関する有用な助言・提案をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化ができると判断したためであります。
4. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西端雄二氏が3年、伊藤寛治氏が1年となります。
5. 当社は、西端雄二及び伊藤寛治の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、西端雄二及び伊藤寛治の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
- 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分  
27号出口（地下道直結）
- 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

お願い

当社専用の駐車場はございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。